

平成20年度定期防衛監察の結果について（概要）

1 秘密情報等の流出防止

- 可搬記憶媒体を紛失した場合の報告や保有個人情報を可搬記憶媒体に格納する場合の暗号化等、情報流出防止に関する規則類の見直しが必要。
- 情報流出防止に関する業務量の増加に伴い、専従の職員を配置するなど人員配置の見直しが必要。
- 個人情報保護の教育、情報保証に係る人材養成等の強化が必要。

2 入札談合防止

- 入札談合防止に対する意識を高め、入札談合関連法令等を理解させるための研修や教育等の強化が必要。
- 一般競争入札の拡大、新規参入の拡充等を通じた競争性の更なる確保が必要。
- 不正防止を図るため、契約、原価計算等の各業務間での相互牽制機能強化の検討が必要。
- 業者との接触については、情報保全措置が施された場所での複数職員による対応の徹底等が必要。
- 調達機関自らが行う入札過程の監視及び結果の検証態勢の強化（検証要領の作成、改善及び教育等）が必要。また、談合情報対応マニュアルに則った対応の徹底が必要。
- なお、不自然さが認められた入札について、公正取引委員会に通報済。

3 自衛隊員倫理規程等の遵守状況

- 倫理規程等に違反する行為は確認できなかったものの、今後とも、職務倫理保持に係る意識向上に取り組んで行くことが必要。

4 法令遵守の意識・態勢（平成20年の民間企業の懸賞論文への応募経緯、手続等）

- 航空自衛隊の一連の行為は、一民間企業の活動に対して組織的に協力したとみられても仕方のない行為であったが、部外者の活動に協力する場合は、当該活動に公益性があるか、行政の中立性・公正性が損なわれないか等を慎重に検討すべき。
かかる観点から空幕人事教育部等の行為は不適切である他、一部を除き、空幕の行為に疑義を呈する者が認められなかったことは、法令遵守の観点から遺憾。
- 懸賞論文を紹介するためのファックスや書簡は、その内容もさることながら、空自内の部隊等に対し徹底しておらず、情報伝達の面からも不適切。
- ファックスや書簡が行政文書であるとの認識が不足。
- 歴史を用いた教育は、教育内容や方法によっては、特定の歴史観の教育にまで踏み込むおそれがあるため、慎重な検討が必要。

5 その他

「入札談合防止」及び「法令遵守の意識・態勢」は、更に監察を継続。

（参考） 監察の実施方法・対象機関

秘密情報等の流出防止	・ 実地監察（9機関、合計53部署）
入札談合防止	・ アンケート（9機関、回答者数2,015名） ・ 実地監察（5機関、合計5部署）
自衛隊倫理規程等の遵守状況	・ 調査票による調査及び実地監察（11機関、530名）
法令遵守の意識・態勢	・ アンケート（15機関、回答者数29,323名） ・ 実地監察（1機関（航空自衛隊）、15部署）